

(平成22年9月1日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 6 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年12月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年11月21日から同年12月21日まで

私は、昭和44年3月24日にB社に入社し、現在まで同社の系列会社等で継続して勤務しているので、厚生年金保険被保険者記録に空白期間は無いはずである。申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された回答書及び人事記録により、申立人は、申立てに係る事業所に継続して勤務し（A社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社からC社への異動日について、申立人は、「C社に異動したのは昭和49年の年末である。急な転勤であり、年末の転勤は珍しかったので、鮮明に記憶している。」と具体的に述べており、不自然な点も見当たらないことから、申立人のA社における資格喪失日は、C社における資格取得日と同日の昭和49年12月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和49年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険料を納付したか否かについて不明としているが、厚生年金保険被保険者記録における資格喪失日が雇用保険の加入記録に

おける離職日の翌日の昭和 49 年 11 月 21 日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 11 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和56年3月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年3月22日から同年4月5日まで

私は、昭和51年4月5日にB社に入社し、現在まで同社の系列会社等で継続して勤務しているため、厚生年金保険被保険者記録に空白期間は無いはずである。申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された回答書、人事記録及び申立人に係る雇用保険の加入記録により、申立人は、申立てに係る事業所に継続して勤務し（C社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、前述の雇用保険の加入記録によれば、申立人は、昭和56年3月22日にA社において雇用保険被保険者資格を取得したことが確認できることから、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格取得日は、C社における資格喪失日と同日の同年3月22日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和56年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成11年3月23日から16年4月1日までの期間、同年6月1日から同年7月1日までの期間及び同年11月1日から17年4月29日までの期間に係る標準報酬月額記録については、11年3月から同年11月までは41万円、同年12月及び12年1月は47万円、同年2月及び同年3月は44万円、同年4月から同年7月までは47万円、同年8月は44万円、同年9月は47万円、同年10月から13年2月までは44万円、同年3月から同年7月までは47万円、同年8月は44万円、同年9月から15年3月までは47万円、同年4月から同年9月までは50万円、同年10月及び同年11月は44万円、同年12月及び16年1月は50万円、同年2月及び同年3月は44万円、同年6月は47万円、同年11月から17年1月までは44万円、同年2月は47万円、同年3月は44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間のうち、申立人の平成16年7月22日及び同年12月20日に支給された賞与に係る標準賞与額の記録については、62万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立人は、申立期間のうち、平成17年4月29日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

- 申立期間：① 平成11年3月23日から17年4月29日まで  
② 平成16年7月22日  
③ 平成16年12月20日  
④ 平成17年4月29日から同年5月1日まで

「ねんきん定期便」に記載された標準報酬月額、標準賞与額及び保険料納付額は、私が所持するA社発行の給与及び賞与明細書に記載された給与総支給額及び厚生年金保険料額と著しく異なっていることが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

また、平成17年4月の給与明細書から、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるにもかかわらず、同年4月がA社における厚生年金保険被保険者期間として算入されていないので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、申立期間①のうち、平成11年3月から同年11月までは41万円、同年12月及び12年1月は47万円、同年2月及び同年3月は44万円、同年4月から同年7月までは47万円、同年8月は44万円、同年9月は47万円、同年10月から13年2月までは44万円、同年3月から同年7月までは47万円、同年8月は44万円、同年9月から15年3月までは47万円、同年4月から同年9月までは50万円、同年10月及び同年11月は44万円、同年12月及び16年1月は50万円、同年2月及び同年3月は44万円、同年6月は47万円、同年11月から17年1月までは44万円、同年2月は47万円、同年3月は44万円とすることが妥当である。

また、前述の給与明細書により、申立期間①のうち、平成16年4月、同年5月及び同年7月から同年10月までの期間については、オンライン記録上の標準報酬月額が、申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額と同額となっていることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から社会保険事務所（当時）に提出された平成17年1月及び同年4月に係る「健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届」には、申立人

の報酬月額が13万4,000円と記載されており、オンライン記録上の標準報酬月額と一致している上、前述の給与明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、前述の給与明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②及び③については、申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準賞与額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成16年7月22日及び同年12月20日は62万円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間④については、申立人から提出された平成17年4月の給与明細書、申立人に係る雇用保険の加入記録、A社の回答書及び申立人の派遣先であったB社が保管する「出向職員の社会保険料に係る事業主負担相当額請求書」により、申立人は、申立期間④において、A社に在籍の上、B社に勤務し、申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるため、前述の給与明細書において確認できる報酬月額から、44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届」には、申立人の資格喪失日は平成 17 年 4 月 29 日と記載されていることから、事業主は、同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 4 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和45年3月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月26日から同年3月5日まで

私は、申立期間にはA社に勤務し、給与支払明細書にあるとおり、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する昭和45年2月及び同年3月の給与支払明細書及び同僚の記憶により、申立人は、申立期間においてA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該給与支払明細書の厚生年金保険料控除額及び申立人のA社における昭和45年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 福島国民年金 事案 647

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 2 月から 60 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 2 月から 60 年 2 月まで  
申立期間当時、子供はまだ中学生と小学生であり、健康保険証を所持していない状況ではなかったため、何らかの健康保険証はあったと思う。健康保険と国民年金とはセットで加入していたと思うので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 市によれば、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 4 月 1 日から 60 年 3 月 2 日までの期間において、国民健康保険に加入していたことが確認できる一方、申立人に係る国民年金の加入記録は確認できない上、同市では、「申立期間当時、国民健康保険と国民年金の加入手続は別々に行うこととなっていた。」としている。

また、オンライン記録において、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、申立期間は未加入期間となっていることから、国民年金保険料の納付書は発行されず、申立期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付についての申立人の記憶は定かではない上、オンライン記録によれば、申立人の妻も、申立期間は国民年金に未加入であることが確認できる。

加えて、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 3 月 21 日から 62 年 3 月 21 日まで

私の A 社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和 61 年 3 月 21 日となっているが、私は、同社 B 工場を 62 年 3 月 20 日に退職したはずである。同社同工場の社員旅行に参加した際の写真及び預金通帳等の資料を提出するので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和 61 年 10 月 24 日の社員旅行の写真、預金通帳及び A 社 B 工場の複数の同僚の記憶により、申立人が、申立期間当時、同社同工場に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社から提出された C 健康保険組合の控え簿には、申立人の資格喪失日は、昭和 61 年 3 月 21 日と記載されていることが確認できるところ、同健康保険組合では、同社が社会保険事務所（当時）及び同健康保険組合に提出する資格得喪の届出書類の様式は、複写式であったとしている。

また、申立人の夫に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人は、昭和 61 年 4 月 22 日から平成 7 年 12 月 21 日まで夫の健康保険の被扶養者となっており、当該処理は、申立人の A 社における資格喪失日の翌日である昭和 61 年 3 月 22 日に行われていることが確認できる。

さらに、D 金融機関から提出された申立期間に係る「普通・当座預金取引明細表」によれば、申立人がその大部分の期間において厚生年金保険被保険者であった昭和 60 年度の収入額が約 120 万円であったところ、申立人が夫の健康保険の被扶養者となった 61 年度の収入額は、当時の健康保険の被扶養者認定基準である 90 万円未満であることが確認できる上、A 社 B 工場の当時の

総務担当者は、「申立期間に係る申立人の給与から厚生年金保険料を控除していないと考えられる。」と述べている。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は定かではなく、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 福島厚生年金 事案 874

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 2 月 28 日から同年 3 月 1 日まで  
私は、平成 10 年 2 月 28 日まで A 社（現在は、B 社）に勤務していたにもかかわらず、同年 2 月が厚生年金保険被保険者期間となっていないので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録によれば、申立人は、平成 10 年 2 月 27 日に A 社を離職したことが確認できる。

また、複数の同僚に照会しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

さらに、複数の同僚の厚生年金保険被保険者資格喪失日が、申立人と同様、月末になっており、当該同僚及び申立人の記録に不自然な点は見当たらない。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は定かではなく、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年6月1日から31年9月1日まで

私は、昭和30年6月1日に、A社B出張所から同社C出張所に配属が変更になったものの、臨時職員として継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和34年1月1日付け履歴書により、申立人は、申立期間において、A社C出張所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業主に照会しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

また、申立人は、臨時職員として勤務していたと述べているところ、申立期間当時、社会保険事務を担当していたとする同僚は、「臨時職員は、希望により厚生年金保険に加入することになっていた。また、臨時職員が希望しても、予算の関係で加入できないこともあった。」と述べている。

さらに、オンライン記録によれば、申立人が記憶する同僚3人を含め、申立期間にA社に勤務していたと述べている同僚6人中5人には、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことが確認できる。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は定かではなく、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 7 月 4 日から 51 年 11 月 25 日まで

私は、家業を継ぐ勉強のため、申立期間にA社に勤務していたはずなのに、厚生年金保険被保険者記録が確認できないので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録によれば、事業所名は不明であるものの、昭和 50 年 7 月 20 日から 51 年 8 月 31 日まで雇用保険に加入していたことが確認できるところ、当該資格取得時期は、申立人が記憶するA社の入社月と一致することから、当該雇用保険の加入記録は、同社におけるものであり、申立人が、当該期間において、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が勤務していたとするA社は、サービス業に該当する業種であり、申立期間当時、厚生年金保険法に基づく適用事業所の業種には該当しておらず、社会保険庁長官（当時）の許可を受けて適用事業所となることができるところ、適用事業所名簿及びオンライン記録において、該当する適用事業所名及び類似の事業所名は見当たらない上、同社の所在地を管轄する法務局には、同社に係る商業登記の記録も確認できない。

また、A社は、申立期間後の昭和 54 年 5 月 1 日にB社として登記されているが、当時の事業主は既に死亡している上、申立人がA社の同僚と記憶している者の連絡先も不明であり、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用について確認することはできない。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は定かではなく、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月ごろから 62 年 3 月ごろまで  
私は、今まで健康保険証を所持していなかったことは無いので、申立期間には、勤務していたA社から健康保険証をもらっていたと思う。また、健康保険と厚生年金保険とはセットであり、健康保険証があれば、厚生年金保険にも加入していたはずなので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務していたと述べているところ、適用事業所名簿及びオンライン記録において、該当する適用事業所名は見当たらない上、同社の所在地を管轄する法務局には、同社に係る商業登記の記録も確認できないことから、事業所を特定することができない。

また、申立人は、A社の事業主及び同僚の氏名を記憶しておらず、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することはできない。

さらに、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間の前後にB社及びC社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるところ、両社の同僚二人は、「申立期間当時、D市内には、事業所名に『E』が含まれる事業所は、B社及びC社だけであり、『A社』という名称の事業所は無い。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月 24 日から 51 年 12 月 1 日まで

私は、A社における初任給は、手取りで7万円程度であったと記憶しており、以後、年に1度の昇給を経て、退職時には、8万円以上10万円未満になっていたはずである。

オンライン記録上の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額と異なっているので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人の被保険者資格取得時の標準報酬月額は、申立人と同期入社の人と同額であることが確認できる上、申立人の標準報酬月額に係る記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致しており、また、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

また、申立人が記憶している同僚は、「私は、申立人と同部署同業務で申立人より1年先に入社し、その際の初任給は2万8,000円であった。当時、女性の初任給で、2万8,000円は高額な方であり、申立人が記憶している7万円という額はあり得ない。」と述べている。

さらに、A社は厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間に係る賃金台帳は確認できず、このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。